

夢を描いて創った看護学部への思い

関根 龍子
(Ryuko SEKINE)

【要約】

平成16年、目白大学の建学の精神を教育のアイデンティティとし、社会に貢献できる看護職者として、かつ人間性豊かな実践力のある看護師の育成をめざして、本学看護学部創設の準備委員として籍を置いた。その後、看護学部の創設に続いて看護学研究科看護学専攻の立上げに関わり、この研究科の建設については独立行政法人国立病院機構本部に企画書を提出、さらには看護学部の卒業後教育の一貫として認定看護師教育課程の検討をし、公益社団法人日本看護協会に申請書を提出して認可となった。

今回、この10年の軌跡を振り返り、看護学部創設から関わってきた種々の課題に対して法の基準を踏まえ看護学部の組織づくり、教育課程の編成、学部教育運営方針、学生の学習環境の整備、実習施設の確保、生涯教育の体系化、FD活動などについて学部長としての役割を担って教育・研究活動を実施してきたのでここに寄稿、報告する。

今後、看護基礎教育と卒業後教育の体系化が推進され、本学看護学部の特色として益々発展することを期待している。

キーワード：看護学部基礎教育、学部組織計画、教育方針、教育課程

はじめに

歳月の流れは早く、つい先日のように思われる。私が目白学園に足を踏み入れたのは平成16年（2004）の8月であった。同年7月、目白大学副学長であった真仁田昭先生から「2年前から看護学部を創設する計画があるのだがその準備をしてくれないか」との電話があった。当時の理事長兼学長の佐藤弘毅先生、法人室長や準備委員の方々とお会いしたのが目白大学での最初の就職面接である。私と真仁田先生とのつながりは、私が昭和39年（1964年）国立公衆衛生院（現在は国立保健医療科学院）幹部研修生として教えを受けた時代と厚生省看護研修研究センター主任教員在職時代に、先生には非常勤講師として講義を依頼していたという関係でのつながりである。学部を創設するということは教員確保や看護教育に欠かすことのできない実習施設の確保など並大抵の努力では成し得ることではないと思った。しかし、当時の厚生省看護課で得た

保健師助産師看護師法を主とする行政職の経験と学長の佐藤先生や副学長の真仁田先生にお会いして看護師生活最後の仕事として努力してみようと思い決心した。10年余が経過する今、紙面の関係もあり主な内容について、当時を振り返りながら周囲の教職員に感謝し、幸せだった学部創設期の思い出を綴ったので寄稿する。

目白大学建学の精神と看護学教育

目白大学の建学の精神「主・師・親」は、本学の随所に額に納められて掲げられている。これは学園創立者の佐藤重遠先生が中国の「開目抄」の冒頭に記されている言葉を、私学である教育のアイデンティティとして1. 国家・社会への献身的態度、2. 真理探究の熱意、3. 人間尊重の精神、として選ばれたと説明を受けた。この3つの精神は看護学教育の使命でもあり、教育理念の基盤にも通じるものである。このこと

は看護師として魅力ある人間としてまた実践力の備わった看護師として養成することにつながると感銘を受けた。本学の看護学教育の特色は、この建学の精神「主・師・親」を受けて看護に必要な知識・技術を身につけ、実践力のある看護師・保健師の養成を目指し、また変革する社会に対応しうる人間性豊かな感性を兼ね備えた人材を育成することをねらいとしたのである¹⁾。

看護師養成の動向

学部創設時の平成15年(2003)末の看護の統計資料から見ると看護大学院博士課程(前期)は63校、大学院博士課程(後期)は19校であった²⁾。毎年、大学院の新設は約10校余となっている。平成15年の看護系大学数は104校、新設は8校、1学年の学生定員は約9,000名である。当時は看護系大学の新設数が増加し、看護短期大学が年々課程切替えをして四年制の看護系大学に、また看護専門学校は短期大学に課程変更するという状況であった。この理由は、我が国が急速な高齢化の進展や医療現場の環境の変化等により、看護師等の確保を促進するために、平成4年(1992)看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年6月26日法律第28号)が制定され³⁾、看護師等の養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等を目的に国や地方自治団体が積極的に財政上の措置を講じるという責務が同法第4条に規定された。そして、資質の向上という観点から看護系の養成施設が課程切り替えや大学化に拍車を懸けたものと思われた。目白大学も看護学部を創設するという事は、時代の要請に答えるべく準備してきたと考えている。さらに、本学の保健・医療・福祉分野の開設は、県内では埼玉県立保健医療福祉大学に次いで2番目の早い時期に改革を目指し準備してきたことは先見の明といえる。

平成17年看護学部設立のため準備委員長として発令を受け、最初に用意された準備室は目白学園本部(新宿キャンパス)本館6階であった。途中から4階に移動し、準備委員にはこども学科在籍教員が兼務、他2名の計3名で事に当たった。

看護学部組織運営計画と教育方針

私は準備するにあたって過去の経験や研究データ等から看護学部の組織運営については幾つかの思いや考えがあった。準備委員の一人としてアクションプランを立案した。それは、当時の看護系大学に関わる看

護学教員の特性と教員の所属する大学組織の特性には、教授の責任感や意思決定の教授会に共同参画しているという姿勢が薄く、自己の役割を遂行するだけの経験や能力が不足している、教授は大学の主要事項への意思決定に参画しているとは言い難い⁴⁾などを踏まえたプランであった。また関根(2002)の「看護学教育組織のトップの経営意識」では、トップになる者には経営意識とリーダーシップの発揮が必要であり、看護職であることが教員の励みになっている、また良き相談者でなければならない等の結果⁵⁾を含めた。平成18年、看護学部長として役割を果たすことになりその役割は重責であることを認識し、年度の初めには教育運営方針を明らかにすることに努力した。

平成18年度の看護学部教員組織を運営していくにあたり毎年明らかにした教育運営方針を記述すると、

1. 年度初めには学部長として教育運営方針を提示。
2. 個々に目標管理カードを作成し、教員個人はPDCAサイクルに添って教育・研究活動を行う。
3. 看護学部ならびに他の学部との教員間のコミュニケーションを円滑に図る。
4. 看護学部の組織づくりは協働で活動する。
5. 会議に参画する場合には目的を明確にし、自由に発言、意見交換する。
6. 看護学部内のFD研修を実施する。
7. 臨地実習施設の臨床指導者と人間関係を密にし、看護の実践者としてのモデルを示すよう努力する。
8. 社会に目を向け、アンテナは高く情報を共有する。
9. 外部研究資金の獲得には全員で努力する。
10. 学生の学習環境を整えるよう努力する。

これらの内容を説明と同時に提示し、年度末には各自の目標管理カードの提出を義務付けていた。それぞれが提出してくれた目標管理カードをもとに個別に面接し1年間の活動状況や学部に対する希望、意見など情報交換を行った。この目的は次年度の各教員の役割希望と将来設計についての考えを把握し、責任者としての反省や学部のまとめを行い学長に報告した。

看護学部教育課程の編成

看護職の養成機関は極めて複雑な様相になっていることは記述するまでもない。学位取得という観点に立つと看護教育制度はさらに複雑となっている⁶⁾。看護

学部は四年制で学位は学士（看護学）が授与され看護師と保健師の国家試験受験資格が得られる養成機関である。教育課程の構造は、保健師助産師看護師法の身分法から始まり施行規則、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年8月10日指定規則の一部改正）、指導要領とつながって、さらに大学は大学設置基準という厳しい制約の中で教育課程が編成されている³⁾。

本学の教育課程の検討にはすでに法人室で看護学教育の歴史ある大学のカリキュラムが相当数参考として用意されていた。どの大学も特色ある教育理念や教育方針であり、検討した上でのカリキュラム編成と見受けられた。しかし、実習病院を持たない看護大学となることから教育課程編成には、多くの制約と条件など考慮しなければならない事があり理想として打ち出すことが厳しい状況であって教育課程編成には苦慮した。

基礎教育科目は他の学部ですでに検討され実施されていた。分野として「教養科目」「基礎演習」「スポーツ・健康」「外国語」と区分され、教養科目や一般教育科目は多く、自己の判断で選択できる状況となっていたので、教育目標に照らし指定規則の科目と単位を検討し卒業要件を設定したのである。看護学の専門科目については、看護は、人間の存在を中心として人間関係や生活の場といった環境と、よりよい相互関係が築けるように関わり、対象者の健康を維持・促進するものという考え方に立ち、主な概念枠組みを人間、看護、健康、環境の4つとした。そして、教育理念や教育方針に掲げた、「社会に貢献できる看護職者として人間性豊かな実践力のある看護師」を育成するねらいから、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の基準を守り、各看護学の専門領域の科目に対しては基軸を土台として、

1. 看護の対象
2. 看護の目的
3. 看護の方法

の3つに区分した。我が国の看護学教育のカリキュラムは人間の成長発達を基盤に対象の人間を個人や集団と地域活動の場における看護活動として考えられていたので、基軸を3つに区分したことは学生の理解がしやすかったものと思われる。その後、社会環境や医療現場の著しい変化によって訪問看護や在宅看護は看護職の活動の場が医療施設からさらに地域へと広が

り、看護基礎教育の場においてもこれらの知識・技術等検討する必要性にかられ、指定規則一部改正が開学後2回行われた。本学でもその都度カリキュラム検討が行われた。現在のカリキュラムは設立時から3度目の教育課程である¹⁾。

教育課程に組み入れた「対人関係論演習」

看護職は円滑に業務を遂行するにあたって看護の対象である患者、つまり人間と人間の間には信頼関係を構築することが求められている。人と人との関係の中で看護が成立することは誰しも重要であることを理解している。平成元年厚生省看護課に在籍当時、急速な医療現場の変化や社会状況の環境の変化により看護教育現場もカリキュラム改正に迫られ40数年ぶりに指定規則の一部改正を実施することになりその役割を担っていた。この改正の画期的な特徴は専門科目がすべて看護学で統一したことであった。教育内容は基礎分野、専門基礎分野、専門分野に分類したことから、本学部のカリキュラムは平成8年（1996）³⁾のカリキュラムを土台として編成した。重要視した内容は、看護職は対象である人間の理解と看護実践の基礎となる技術として「コミュニケーション技術」と「カウンセリングの基礎」を看護基礎教育の中で教えるということであった。私自身が教育現場に戻るようになった契機に自らカウンセリングの技術を学び自己を見つめる体験に参加、現在も継続している。この体験から学部開設時には看護教育課程に組み入れ、教員として教育活動に活かしていきたいとの思いから1年次の春学期に授業科目の基礎演習に「対人関係論演習」2単位を必須として科目立てをした。この授業では自己理解と他者理解を深めることと、より良い対人関係や対人援助の在り方について実践を通して理解を深めることを目的にしている。演習場所は校外でゆとりある自然豊かな環境の宿泊施設を準備し、講師のほかにクラス担任や学部長、学科長も参加し演習計画には相当の準備期間を費やして実行に至っている。その効果は臨地実習の場で学生が患者に接した時、研修で得た体験が活きていると評価している。また、施設の実習指導者から卒業生の評価は「患者さんの話に耳を傾け十分話を聞いている」「親切で優しい」「労りの心がある」などが聞かれる。校外での演習、宿泊施設の確保、予算面など考えると大変な時間を要しているが、教育目標に結びついていることは、カリキュラムに組み入れてい

ることに意義があり、今後も継続して教育してほしいと願っている。

看護学教育と臨地実習施設確保に向けての挑戦

看護学教育の中で臨地実習は重要な科目であり総時間数の約三分の一を占めている。実習施設の確保には、教育理念や教育方針に掲げた内容が目的達成できるか否かは施設の状況にかかっていると言っても過言ではない。

看護行政職時代に培った仕事の中で政策決定のプロセスには継続性と連続性があること、施設確保の計画には期待値、標準基準値、目標値の3つがあること等を知り施設確保計画を立案した⁷⁾。当時の施設確保計画の一部を記述してみると、

1. 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の実習施設基準には、「基礎看護学実習」「成人看護学実習」「老年看護学実習」「母性看護学実習」「小児看護学実習」「精神看護学実習」「地域看護学実習」のほか各領域が求めている保育園、老健施設、訪問看護ステーション、保健所、事業所などが必要である³⁾。
2. 学生定員は1学年80名である。定員の1.2倍から1.3倍の学生が実習できる施設数を確保する。また、各領域の実習時間数によっては数施設確保する必要がある。
3. 岩槻キャンパスを拠点として遠方は避けるよう努力する。
4. 安定した臨床指導体制と指導者の存在があること。また、教員の研究活動に臨床側と双方で活用できる施設が望ましいこと。
5. 学生の就職先として望ましい施設であること。
6. 人間関係が良好な施設を選ぶこと。
7. 実習期間は夏期休暇時や冬期休暇時は避けるよう依頼する。理由として、この期間教員側は学会や研修に参加、学生には学習の効果、学習の保証、振り返りの期間とすることを説明する。
8. 実習施設には実習指導料を検討すること。

以上掲げた内容を基にそれぞれに該当する施設を列挙し各施設に直接交渉した。

厚生省看護課（現在は厚生労働省医政局看護課）に勤務していた時代の事務官、看護専門官、恩師、看護

研修研究センター教員時代の教え子、そして自分が過去に在籍していた国立病院の院長や看護部長に学部設立の理念や協力支援のお願いに奔走した。施設確保の了解が得られた後、学長の佐藤先生には施設確保に当たった考え方と施設の概況、確保に当たって協力してくれた方々等を説明し、同行者は法人室長、事務職準備委員と私との4名で施設毎に再度協力の依頼をして実習環境を整えた。学長の佐藤先生は施設に対して資料を基に「目白学園の組織、学園の教育方針」等懇切丁寧に説明し教育・研究等の協力と支援をお願いした。施設側の幹部職員の方々は「看護師養成が大学教育になることに期待している」「大学の看護教員の指導は施設の看護の質向上につながる」等前向きで積極的な施設が殆どであった。

一方では、事前交渉時、「私学の学生指導は公立の職員には責任がないので実習施設の協力はできない」と断われた施設もあり虚しさを覚えて帰路に着いたこともある。現代のように毎年看護大学が新設されている状況を考えると、本学は実習施設に恵まれ教育水準を保つことが出来ているのも施設の協力があったのと実習施設には只々感謝するのみである。学部の教員と臨床施設の指導者双方が歩み寄ることで看護学教育の発展が期待できると考えている。

学部教育運営とFD活動

先にも記述したが開設時の看護系大学数は100校程度であった。看護学部の教員組織を検討する時点で他の看護系大学の教員数を参考にして検討した。当時、看護系大学協議会が作成している大学名簿と医学書院から発行されている看護学校便覧を基に看護教育カリキュラムに沿った科目や領域の分野に配置されている教員数を統計的に分類作成した。教員数の検討には国立や公立の大学は余りにも多く配置されており、比較できるようなものではなかった³⁾。私学の看護系大学を参考に領域毎の教授や准教授等の職位ごとに平均人数の書類を作成し準備委員会に臨んだ。準備委員会では看護の実習指導の形態は巡回指導で直接の指導者は臨地に依頼する考え方であったように思われる。しかし、教育方針で示した看護教育の臨地実習指導には学部の教員自ら臨地に出向いて実践活動しモデルを示すこととしているため相当数の看護教員が必要であった。学長の佐藤先生はその意味を十分理解してくださり、必要な教員数を確保することが出来たと思っている。

看護学部の組織づくりには、指定基準で定められている教育課程の分野毎に教授や准教授を配置する講座制組織でなく、職位の人数配分から年齢と経験年数と経験分野を考慮しながら教員確保に着手した⁶⁾。この教員確保には相当の期間を要している。本学の教育理念や教育方針に興味を持ち、看護の実践ができ、人間関係が良好で、学生教育に興味を持っている人等を基に、さらには履歴書から学位取得、業績等を勘案し大学設置基準に照らして準備委員の3名が面接、その後、学長面接で決定した。教員確保の努力はあらゆる角度から先輩や同僚、過去に一緒に仕事をした人たち等、積極的にアタックして漕ぎつけたものである。

看護学部の教員は自ら施設に出向き看護の実践者として臨床指導者のモデルになってほしいとの思いから教員数は多く確保することが出来た。

このことは他の学部から見ると教員数が多く確保されていると思われるが、施設確保や臨床場の看護の質が保たれ看護の継続性にもつながっているものと考えている。また本学の教員は看護学部の拠点である岩槻キャンパスや臨地実習指導に出向く時には朝5時頃起床して自宅から実習施設等で指導の責任を果たしている者が多い。これらの役割責任は他大学や他学部の模範となることと思っている。このような状況の中で学生指導の責任や学習環境を整える役割をとっていることで指導料の配慮がなされていることも教員の励みとなっていることを記しておきたい。

次に看護学部では初年度からFD活動については、教員数が多いことによる教員間のコミュニケーションづくりも組織運営には欠かすことのできない課題である。学部開設の直前に採用が決定している教員の宿泊研修を計画、研修内容は教員間のコミュニケーションづくりと教育課程の説明を実施した。カリキュラム進捗状況によって教員の採用時期が異なっていたが、この研修に参加した教員は20数名であった。(採用決定者は28名で内訳は教授10名、助教授3名、講師6名、助手9名である。)宿泊研修であったので懇親会を設けた。

佐藤学長、川口法人室長、兼松岩槻キャンパス事務局長、法人室準備に関わってくださった方達の参加を得て学部教育について語り合いながら楽しく意義のあるFD研修を開催することが出来た。この研修会実施にあたって佐藤学長は全面的に協力して下さり懐かしい思い出の一つである。その後、この研修を契機にし

て毎年FD研修を継続して実施している。年度初めにFD研修の委員を決め、計画立案し学科内会議で検討しその時代に見合った検討課題で研修を実施している。

看護学部教育棟と教材の整備

大学における教育・研究の整備は大学設置基準や看護師等養成所の運営に関する指導要領に法的な拘束性を持つ意味の内容が定められている^{3) 7)}。その基準に合った整備をしなければならない。特に大学設置基準では、総則、教育研究上の基本組織、教員組織、教員の資格、収容定員、卒業要件、校地・校舎等の施設及び整備についてかなり厳しい基準が定められている。またこれらの提出書類の作成手引きが大学設置等に係る提出書類の作成手引きとして大学設置審査要覧^{8) 9)}がある。学生の学習環境を考えれば当然のことであろう。本学の岩槻キャンパスは保健医療学部と看護学部の2つの学部が存在しているが、緑多く自然豊か、静かな環境の中に位置している。保健医療学部の教育棟に続いて看護学部の教育棟も同じコンクリートというイメージではなく、木目で目に優しい校舎の建築を大学側で検討して下さった。看護学部の教育棟整備に当たっては、建築設計担当者、大学の管理部、教材教具・図書雑誌等の関係業者等参加のもとで頻りに会議を開き意見交換をした。特に専門領域の学内演習を行う実習室の整備では予算的にも配慮して検討して下さった。知識だけでなくシミュレーションの出来る最新の教材を選定した。理想とする看護学教育を語る時、管理部や業者の方達は準備委員が満足の行く迄、教材の検討に協力していただき感謝している。そのほか図書の購入や雑誌の購入については、予算的な面での検討をしなければならなかったが、他の学部共通ということもあって、あまり問題となることはなかったと思っている。また、看護師確保を図るために養成所新設の促進を目的として実施要項として、看護師等養成所初年度設備整備事業の実施について(平成元年8月16日健政発438)や看護師等養成所教育環境改善設備整備事業の実施について(平成8年5月10日健政発428)の通知があることも記しておきたい⁹⁾。

学生の学習環境の整備

学生が学ぶ4年間の学費は国立や公立と違って差があることは当然のことである。また、将来看護師として職業に就く時、どのような環境で教育を受けたか、

看護活動に夢をもって巣立ってほしいと思っている。開学時の社会環境は急速な景気悪化の影響を受け、そのために入学者は経済的な理由で就学困難な学生や退学を余儀なくしなければならないといった状況があった。また学費を得るために学習時間をアルバイトに費やす学生も見受けられた。これらの理由から実習施設の国立病院機構の事務部長の方々に奨学金制度が目白大学の学生に検討してもらえないか相談した。当時埼玉病院の附属看護学校が閉校するという状況化にあったことも幸いして、その奨学金を本学の学生に貸与してもらえることに努力してくださった。本学の主な実習施設が独立行政法人国立病院機構の病院であることから4施設の事務部長の方々が連携して奨学金貸与規程を定め、看護学科の在校生が将来主たる実習病院に就職し、後輩の指導、実習施設の指導体制の強化ならびにその施設の看護師確保に協力するなどの目的で選考基準、選考委員会を定め意思のある学生に貸与してくれることになった。

貸与額は年間50万円で2期に分割、貸与人数は1施設各学年5名の4学年で20名である。4施設になると80名の合計で4000万円となる。この規程は入学後学生の学習成績と就職する意思のある者に貸与が義務付けされているので担任の面接等によってまた施設の幹部の方々の面接によって決定されている状況である¹⁰⁾。

また、そのほか卒業生の動向を把握することや、卒業生の早期離職防止、看護活動を支える等の目的でホーム・カミングデイと称して毎年卒業生の集まる会の計画を立案して実施している。さらには学内において実習施設の指導者参加の元に就職説明会を開催し、指導者と教員の相互理解や卒業生の母校愛の育成につなげている。

生涯教育の体系化に向けての努力

平成16年から地域住民の健康や看護専門職の高等教育期間として準備してきた看護学部も文部科学省の認可が無事に降り、4月から教育課程が開始、その年の5月に看護学部の主たる実習病院である独立行政法人国立病院機構埼玉病院より、敷地内の附属看護学校跡地の活用策について提案の機会を与えてもらった。その跡地を「目白大学大学院看護学研究科」の設置の検討と同時に「目白大学メディカルスタッフ研修センター」を併設して認定看護師の教育課程、臨床看護師

の継続教育、地域との学术交流などを行うという目的で企画書作成に努力した¹¹⁾。認定看護師養成についてはプロジェクトチームを作り、研修に必要な実習施設の確保、予算面、教員確保等を短期間の中で検討したが、採算面で赤字が予想され一時中断するしかなかった。しかし、埼玉県から補助金を出してもよいということと外部施設からの要望もあり、大学院看護学研究科に続いてメディカルスタッフ研修センターの申請を財団法人日本看護協会に提出することとなったのである¹²⁾。認定看護師教育課程の認可が許可されたのは平成22年10月21日（日協発第379号）である¹³⁾。第1回生の入学は平成23年9月から「がん性疼痛看護」認定看護師教育課程を7か月間と6月から「脳卒中リハビリテーション看護」認定看護師教育課程の時期をずらして7か月間実施し今日に至っているが、「がん性疼痛看護」の教育課程は教員採用が出来ない状況となり1回生迄でやむなく休講しているという状況である。しかし、「脳卒中リハビリテーション看護」認定看護師教育課程は3回生が在籍し今日に至っている。本学センターの修了生の活躍とセンター事業に参加協力して常に修了生が母校に集まり近況を知らせてくれるなど、センター教員とのつながりも深い関係で結ばれている。看護教育制度の急速な変化でこのキャンパスの役割も日々検討にさらされているが、看護学部の教育の特色として基礎教育と卒業後教育が体系化されていくことを望むことであり、さらには地域住民の健康維持のためにもセンターの存在意義は大きいと考える。今後、大学教職員が意義のある教育キャンパスとして存在に努力することを願うものである。

終わりに

開設当時から間もなく10年が経過しようとしている。看護基礎教育と卒業後教育のシステムづくりに全力投球してきた。今、振り返ってみると看護学部の卒業生も来年3月には6回生を送り出すまでに至っている。今後は学部設立期から組織の維持期に向けて教員は教育・研究活動に努力を惜しまないでほしいと願っている。また埼玉県は看護系大学激戦地であるなか、本学看護学部が特色ある看護学教育を目指して更には豊かな人間性と看護の実践者のモデルを示すような大学であり続けてほしいと願っている。さらに、卒業生が国際化に向けて羽ばたいてくれることを願うものである。これまでの協力に感謝して稿を閉じる。

【引用文献・参考文献】

- 1) 平成18年学生便覧：目白大学 人文学部・保健医療学部・看護学部（2006）
- 2) 看護学校便覧：医学書院、販売部、SP課（2003）
- 3) 平成13年度版看護六法、看護行政研究会監修：新日本法規（2013）
- 4) 稲岡文昭他：看護系大学における教員の経営参加に関する調査研究、平成10年～平成14年科学研究費補助金基盤研究（B）、（2）研究成果報告書（2001）
- 5) 関根龍子：看護学教育組織トップの経営能力、静岡県短期大学部、特別研究報告書（平成13年度・平成14年度）
- 6) 杉森みどり、舟島なをみ：看護教育学5版、看護教育制度、p88-92（2012）
- 7) 西尾勝：行政学「新版」、政策形成と政策立案、p259~261、有斐閣（2003）
- 8) 大学設置審査要覧：平成22年版、財団法人文教協会
- 9) 大学の設置等に係る提出書類の作成手引き：（大学設置審査要覧別冊）平成22年版、財団法人文教協会
- 10) 目白大学看護学部奨学金規程
- 11) 目白大学メディカルスタッフ研修センター設置企画書：目白大学看護学部、平成22年2月18日
- 12) 社団法人日本看護協会認定教育期間認定申請書提出：平成22年8月31日
- 13) 社団法人日本看護協会認定審査結果許可通知：平成22年10月21日（日看協発第379号）

（2013年10月17日受付、2013年12月2日受理）

目白大学看護学部看護学科 創設から今日までの経過

1) 学部設立にあたっての準備時代	
平成14年(2002)	・看護学部設置構想(案)
平成16年(2004)8月	・目白大学理事長兼学長 面接 (同席者:副学長、法人室長、準備委員)
準備室設置	・目白学園本館 新宿キャンパス(準備委員要員3名)
平成16年(2004)11月～ 平成17年(2005)4月～平成18年(2006)3月 準備室長発令	・準備室に正式に採用:実習施設の確保、教員確保、教育棟の整備、教材教具の整備、図書の本整備 ・看護学研究科設置構想(案)
平成17年12月	・準備委員1名退職
平成18年(2006)1月～平成18年(2006)3月	・準備室に応援2名依頼
2) 看護学部看護学科の開設	
平成18(2006)年4月～平成19年(2007)3月	・看護学部看護学科 学部長と学科長を兼務
3) 国立埼玉病院附属看護専門学校閉校に伴い跡地の誘致問題の発生と検討	
平成18年(2006)5月～ 認定看護師教育課程の検討(2課程)	・国立埼玉病院附属看護専門学校跡地誘致の検討、企画書作成のためプロジェクトチーム編成
平成20年(2008)8月	・経営面で検討一時中止するも再度検討、国立埼玉病院に企画書提出
平成21年(2009)4月	・目白大学国立埼玉病院キャンパスが第3キャンパスとして誕生
4) メディカルスタッフ研修センターの開設	
平成22年(2010)8月 平成23年(2011)6月、9月～2課程運営 脳卒中リハビリテーション看護認定看護師教育課程 がん性疼痛看護認定看護師教育課程	・財団法人日本看護協会2課程の申請書提出 ・認定看護師教育課程2課程許可。入学のための準備 ・教育運営のための準備、教員採用
5) 看護学研究科(修士課程)の準備	
平成19年(2007)4月	・看護学研究科検討プロジェクト編成
平成21年(2009)4月	・看護学研究科開設
平成22年(2010)11月	・認定教育課程2課程許可
平成23年(2011)4月 学部長とメディカルスタッフ研修センター長兼務	・第1回生の脳卒中リハビリテーション看護認定看護師教育課程 6月入学～12月終了 ・がん性疼痛看護認定看護師教育課程9月入学～3月終了
平成24年(2012)4月～平成25年(2013) メディカルスタッフ研修センター長 現在に至る	・第2回生の脳卒中リハビリテーション看護認定看護師教育課程 6月入学～12月終了 ・第3回生の脳卒中リハビリテーション看護認定看護師教育課程